

総務産業常任委員会記録

日 時 令和7年3月27日（木曜日）14時00分～14時55分

場 所 議員控室

出席者 小寺委員長、工藤副委員長、金木委員、逢坂委員、佐藤委員、村田議長
棟方上下水道課長、熊谷上下水道課長補佐、津田管理係主任

オブザーバー 阿部議員、磯野議員、平山議員、舟見議員、村上議員

事務局 渡辺局長、嶋元係長

小寺委員長

それでは、時間になりましたので、総務産業常任委員会を行いたいと思います。

本日の議案は、羽幌町下水道事業経営戦略についてであります。この計画は、令和7年度から令和16年度までの約10年間の計画となっております。当初は、定例会前に行う予定でしたが、出来上がって精査するまでにちょっと時間がかかったということでこの時期の開催となりました。

それでは、よろしくお願いします。

1 羽幌町下水道事業経営戦略について

説明員 上下水道課 棟方課長、熊谷課長補佐、津田主任

棟方上下水道課長 14:00～14:01

年度末でお忙しい中、貴重な時間をいただきまして、どうもありがとうございます。本日の議題は、羽幌町下水道事業経営戦略についてということでございます。本町では、平成29年度から令和8年度を計画期間として下水道事業の経営戦略を策定しておりますが、国のマニュアル改定に伴いまして下水道事業経営戦略を改定しましたことから、お手元の資料に沿って課長補佐の熊谷のほうからご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

熊谷上下水道課長補佐 14:01～14:26

上下水道課の熊谷です。よろしくお願いします。座って、失礼ですが、説明させていただきます。

まず、お配りした資料の確認をさせていただきたいと思います。クリップ留めしまし

たA4、2枚のものと羽幌町下水道事業経営戦略ということでホチキス留めました冊子を1つ用意させていただきましたので、よろしくお願いします。

まず先に、クリップで留めましたこちらの2枚のほうを使って説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。1枚めくっていただきまして、まず現在羽幌町当課のほうで持っています経営戦略の策定状況です。1つ目に水道事業ですが、令和3年度から令和12年度のものの、2番目に下水道事業ですが、平成29年度から令和8年度のものの、3つ目に簡易水道事業ですが、こちらも平成29年度から令和8年度のものとなっております。期間的には、まだ令和8年度ということで余裕があるのですが、まずどうしてこれを今回改定しなければならなかったのかということの説明をさせていただきます。

2番目なのですが、下水道事業経営戦略改定の経緯といたしまして、まず1つ目に総務省からの要請です。急激な人口減少と施設の老朽化により、公営企業会計を取り巻く環境が厳しくなっている、このため公営企業会計化、特別会計だったものをまず公営企業会計化しなさいということと経営、資産の状況の見える化を推進すること、各公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画である経営戦略を令和7年度までに改定しなさいということを要請ということでされております。これで公営企業会計化をして、まず同じようなことをやっている企業会計と自分たちを比べてみなさいということと公営企業になるので、水道のように一般会計からの繰入れだとかをもらわずに自分たちの中でやりなさいということが基本だよということを総務省のほうからは言われております。

2番目としまして、国土交通省交付金の交付要件となります。こちらが令和7年度分の下水道事業の国庫補助金である社会資本整備総合交付金の交付要件にこの経営戦略の改定と経営戦略の中で経費回収率の向上に向けたロードマップを記載しなさいということが付け加えられました。令和7年度の補助金から適用するということでしたので、今回令和6年度において経営戦略を改定しなければならないというような状況になっております。

3つ目に、総務省が経営戦略の中でどういうことを求めているかということになります。1つ目に、収益的収支比率100%以上です。収益的収支比率を黒字にしなさいということがまず1つあります。

2番目に、経費回収率を100%以上にしなさいということになります。こちらは、使用料で回収すべき経費をどのくらい使用料で賄えているかという比率を100%以上にしなさいということになります。こちらについては、特別会計時代から使用料のほかに一般会計からの繰入金をいただいていたり、下水道事業のほうでM I C S事業の支出をして

おりまして、それに対しては苫前町や初山別さんからの負担金でしたり、公営企業会計になってからは補助金というような形でいただいているので、100%以上を満たしていないという状況にあるのですが、こちらのほうも100%以上を目指しなさいということになっております。

続きまして、こちらの冊子のほうを使って説明をさせていただきます。こちらのほうなのですが、現状の報告だとかという部分については説明を割愛させていただきますので、よろしくお願いいたします。

1枚開いていただいて、目次になります。

次の1ページ、大きなI番では、経営戦略の位置づけについて説明をしております。

1番の下水道の役割については、省略させていただき、2ページ目を御覧ください。

2ページ目は、本町の概況と下水道処理の歩みでは当町のこれまでの下水道整備について記載をしております。下から4行目以降になるのですが、平成14年に羽幌浄化センターが、平成28年にM I C S前処理施設が供用開始され、現在はポンプ場や終末処理場の維持管理、污水管の点検や雨水管の新設などが主な事業になっていることを説明しております。

次に、3ページを御覧ください。総務省が推進する経営戦略策定及び改定の背景と目的のうち、このページは背景になるのですが、図の一番下の部分を御覧いただきますと、総務省は公営企業に見える化を目指し、特別会計から公営企業会計への移行や他の公営企業会計との比較分析をすることで民間から見ても公営企業の経営状況が分かる状況をつくりなさいということを指示しております。

次に、4ページ目を御覧ください。こちらがその目的となるのですが、総務省としては公営企業は独立採算が原則であるので、中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定をし、3年から5年ごとにその計画を見直しながら経営基盤を強化し、独立採算を目指すことを求めているという内容になっております。

次に、5ページ目を御覧ください。大きなII番目といたしまして、羽幌町の下水道事業の現状です。1番目としましては、本戦略の事業の現況のうち事業概要についてですが、こちらについては御覧いただいて説明は省略させていただきます。

次に、6ページを御覧ください。こちらのほうは、使用料の体系の状況になっております。条例上の家庭用20立米の使用料は3,600円で、令和元年度から令和5年度まで変更ありません。次の実質的使用料は、総務省が経営戦略マニュアルで記載することを求めているものですから、記載しているものですが、これは工業用や浴場用も含んだ全ての利用の仕方の20立米の使用料となりますので、条例上の家庭用の使用料よりも高くなっている状況になります。

次に、7ページを御覧ください。(4)番で民間活力の活用等を記載しております。こちらのほうも総務省のマニュアルのほうで記載することを求められておりまして、民間の活力を利用することで支出の圧縮を進めなさいということを求めています。

次に、8ページを御覧ください。こちらは、経営状況分析の有収水量と有収率の推移となります。有収水量は、使用料の対象となる水量のことになりますが、人口の減少傾向に伴いましてこちらのほうも減少傾向にある状況にあります。有収率は、汚水処理した水の中にどのくらい不明水と言われる雨水や地下水が混じっているかというような指標になります。こちらについては、令和元年から令和5年まで約七、八%流入があるよというような指標になります。

次、9ページを御覧ください。こちらについては、処理区域内の人口と水洗化人口、水洗化率の推移となります。処理区域内人口も人口減少により減少傾向にあります。水洗化人口は、令和元年から令和5年まで73%程度で、ほぼ横ばいの状況で推移しています。

次に、10ページを御覧ください。次は、使用料収入と使用料単価の推移になります。使用料収入は、人口減少により減収の傾向にあります。有収水量1立米当たりの使用料単価は188円程度で、横ばいの状況になっております。

次に、11ページを御覧ください。次は、企業債残高の推移になります。企業債残高は、下水道事業開始のときに下水道管の敷設だとかによりお金を借りる起債のほうしておりまして、その後はほぼ施設の更新だとかという部分に使っているものですから、現在企業債残高は減少傾向にあり、今後も大きな事業がない限り減少傾向が続く見込みであります。

次に、12ページを御覧ください。こちらについては、総務省のほうが他の下水道会計、下水道をやっている事業者との比較をなささいということですので、留萌管内の市町村との比較をしている表になります。このページについては、後ほど戻りながら説明をさせていただきたいと思いますので、13ページのほう先に御覧いただきたいと思います。

13ページの収益的収支比率は、こちらのほうは総務省が100%以上を目指しなさいというような数値になります。収益的収支比率は、収益的収支が黒字であるかを示すものですが、この計画で分析対象としている令和元年度から令和5年度までは下水道事業が特別会計の時代であるもののため、1行目にある基本算式にあるとおり収益的収支を計算する際に地方債の償還金も含まれている状態にあるため、数値が低く出ている状態にあります。

ちょっと飛ぶのですが、31ページを御覧いただきたいと思います。31ページは、令和7年度から10年間、令和16年度まで今の体系で事業を行っていった場合に収支がどうな

るかということで、こちらについては既に企業会計に移っているので、企業会計の考え方で計算したものになります。見づらいのですが、一番下の行、一番下の純利益のところを見ていただきますと、計算式から先ほどお話しさせていただいた地方債の償還金が除かれるため、令和7年度から令和13年度までは黒字の状態が続くよというようなシミュレーションになっております。ただ、令和14年度からは赤字になっていくと想定をしております。

すみません。12ページに戻っていただきまして、こちらの表で右から4番目に収益的収支比率の表があるのですが、この中で増毛町さんだけが100%を超えている状況になります。増毛町さんにつきましては、令和4年度の時点で既に公営企業会計化されていたということで、増毛町さんだけが100%を超えている理由についてはこのようなことになります。

次に、15ページを御覧ください。こちらは、経費回収率になります。こちらのほうも総務省が100%以上を目指しなさいという数値になるのですが、経費回収率は使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表す数値になります。例えば電気料ですとか、私どもの給料ですとか、経常的な費用というものを使用料でどのくらい賄えているかというような数値になります。先ほど話させていただいたとおり、当町の場合M I C S事業に係る費用を下水道事業から支出していますが、これらに係る収入について使用料という名目で収入できないものですから、低めの数値で出ているということになります。このため、今後も53%から55%程度で推移するものと思われれます。

すみません。もう一度12ページに戻っていただきますと、右から3番目の数値が今回の経費回収率になります。こちらについては、留萌市さんが98.66%と高い状況になりますが、こちらについては留萌市さんがやはり人口の密集度から他の市町村に比べて高い状況にあるというふうになります。

次に、16ページを御覧ください。こちらは、汚水処理原価となります。汚水処理原価は、有収水量1立米あたりに要した費用のことになるのですが、この数値につきましてもM I C S事業の経費が下水道会計に含まれているものですから、高めの数値が出てしまうというものになります。

次に、17ページを御覧ください。水洗化率についてです。水洗化率は、先ほども触れましたが、ほぼ横ばいでこれからも推移していくものと考えております。

18ページを御覧ください。このページが現状の下水道会計の分析の結果になります。1番目としましては、総務省が求めている収益的収支比率、経費回収率とも100%を満たしていない状態にあります。ただし、公営企業会計化したことで収益的収支比率は100%を超えていく見込みとなっております。2番目としましては、人口減少により使用料の

収入は減少していく見込みと考えております。

次が19ページを御覧ください。19ページから23ページにつきましては、ほぼこれまで話した内容と同じになりますので、御覧いただきまして説明を省略させていただき、24ページを御覧ください。

24ページと25ページは、今後国の補助金や起債を活用していく予定額になります。また、その財源については25ページに記載をしており、今後の経営見込みシミュレーションのほうに反映をさせていただいております。

次の26ページと27ページにつきましては、説明を省略させていただき、28ページ、お願いいたします。

現状の下水道会計の分析結果から、これからの経営の方針と目標をどのように定めていくかというページになっていきます。下から4行目になりますが、まず1つ目としましては徹底した公共下水道の効率化や健全化に取り組み、経費の削減に取り組んでいく、2つ目としましては適正な使用料の設定を進めていく、この2つを進めることで経営基盤の強化と投資の最適化を進めていくことを目標としております。

29ページは、それに対する具体的な目標になります。1つ目には、総務省が求めている経常収支比率100%の維持を16年度まで維持していく、2つ目に令和16年度においても経費回収率を現状の50%以上をキープしていくということを挙げております。そのための取組としましては、1つ目に経営の効率化、健全化を図ること、2つ目に毎年度の他会計補助金の縮小を図り、財政運営の健全化を図ることを掲げております。

30ページを御覧ください。30ページ以降につきましては、これまで説明させていただいた内容ごとに財政シミュレーションを行ったデータを記載しているものになります。

31ページ御覧ください。先ほども説明させていただきました収益的収支の状況ですが、一番下の当年度純利益を御覧いただきますと、令和14年度から純損失でマイナスとなっていく見込みとなっております。

次に、34ページを御覧ください。こちらのほうは、さきに述べさせていただきました国の補助金の交付要件としまして経営戦略の中で経費回収率の向上に向けたロードマップを記載しなさいということになっておりますので、そちらについて記載したものになります。経営目標の経常収支比率100%の維持と経費回収率50%を維持するために、どのように料金体系を見直していけばいいかという記載になります。パターン1としましては、令和14年度の純損失を招く前の13年度において使用料を10%引き上げるというシミュレーションになります。パターン2につきましても同じく令和14年度の純損失を招く前の令和13年度において20%使用料を引き上げるというシミュレーションになります。

次に、35ページを御覧ください。こちらの表につきましても一番下の当年度純利益の

ところを見ていただきたいと思います。使用料を10%引き上げた場合のシミュレーションになるのですが、令和15年度において純損失が生じていますが、令和16年度においては黒字となる見込みとなっております。

次のページを御覧いただきたいと思います。36ページです。36ページにつきましては、20%引き上げた場合のシミュレーションになっております。この場合も一番下の当年度純利益を見ていただきますと、20%引き上げた場合については令和7年度から16年度まで全ての年で黒字化されるというシミュレーションになっております。

では次に、37ページを御覧ください。このページにつきましては、2つのシミュレーションを受け、私どもでどのように考えていくかという計画になります。パターン1においては、現状予測パターンに対して使用料改定から4年間合計で約400万円の黒字となります。パターン2につきましては2,200万円の効果となります。使用料改定による効果としては、収支の黒字化は期待できるものの、現状においては使用者負担の増大が懸念されることから、本計画期間はパターン1に基づき本戦略を推進していきたいと考えております。なお、今後の状況を踏まえた上で使用料改定の検討は継続し、5年に1回の検討を行っていききたいというふうに考えております。

次に、飛んでいただきまして40ページを御覧ください。40ページ、表がありまして、真ん中より少し上のところにロードマップに伴う目標値の推移というところがあります。こちらのロードマップについては、10%引き上げた場合の数値を記載しておりまして、経常収支比率については令和16年度において101.1%、経費回収率については55.79%と目標を達成できる見込みとなっております。

次に、44ページを御覧ください。こちらについては、先ほどお話しさせていただいた5年ごとの見直しをどのようなスケジュールで考えていくかという表になります。本計画は、5年に1度の見直しが必要なため、令和11年度には見直しを行い、再度経営状況の把握を行います。また、使用料の引上げが必要な場合は令和12年度に検討し、令和13年度に改定するスケジュールを設定しているというような計画になります。

計画の説明については以上になります。

棟方上下水道課長 14:26～14:27

ちょっと補足をさせていただきますが、今の説明で料金の改定についてというところをご説明させていただいたのですが、使用料改定に関する部分につきましては使用料改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップを策定することがこの経営戦略の改定の要件となっておりますことから、あくまでも本計画として記載しているものでありまして、料金改定に対する考え方につきましては先日の3

月定例会の一般質問で町長が申し上げましたとおり、現時点で料金改定の予定は決まっておりませんが、将来的には値上げをする必要があるものと認識しているというところで、少しでもその時期を遅らせるべく努力をするというところになっておりますので、あくまでも本計画上のものであるということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

小寺委員長

それでは、質疑に入りたいと思います。資料がたくさんあるのですが、読み込む時間もちょっと短いと思いますが、質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

－主な協議内容等（質疑）－ 14:27～14:55

工藤副委員長 今聞いただけであまり理解できていないのですけれども、要するにこういう形になっていくことに対して例えばこれから先5年後、10年後にきちっとした経営ができていくというその道筋というか、役場側ではその部分は捉えているのですか。例えばこういうやり方が少し難しいとか思っているのか、あるいは国がこういうふうになさいよということについて、その中でうまくやっていけるのだという考え方でいるのかどうか聞きたいなと。

棟方課長 国が目標としているものを達成するというのは、なかなか難しいのかなと思います、正直。先ほどの説明にもありましたけれども、留萌市さんとかであれば人口多くて人口が密集していたり、料金がうちより高かったりするので、ある程度収入も見込めるのですが、僻地に行くほど人口密度というのは低いものですから、なかなか料金だけでペイするということは正直難しいと思いますけれども、経費削減に努めながら、あとは経営状況に応じて使用料の見直しというものを今後考えて経営していくような状況になるかと思います。

逢坂委員 今もらって、これをそしゃくして見るというのはなかなか難しい部分があるのですが、全体的にさらっと見た感じでは、この経営戦略については将来は値上げですよというふうなパターンを結構つくっているというふうに私は思うのだけれども、それはそれで事情によってはいろいろと

これから変わってくると思うのですけれども、将来値上げするというその要因となるもの、今現在経営戦略をつくった時点でその要因となる主なものもし何か、こういうものがあるから将来、7年後になるのか、早くて、値上げになるのは、予定では。そういうふうな要因があつてこういう計画になったのだよというようなのであれば教えていただきたいと。

棟方課長 要因ということでございますけれども、これまでもずっと以前からご説明はさせていただいていると思うのですが、そもそもが使用料で賄い切れていないというものですので、それを一般会計から以前ですと繰入金という名前でいただいて経営してきたものですので、公営企業会計になりまして原則独立採算でやりなさいというところですが、本当に独立採算にしようと思ったら、とんでもなく使用料上げなければならないというところですので、あとはどのぐらいまで上げられるのか、どのぐらい利用者さんに負担いただくのが、何とか負担いただける金額なのかというところをこれから検討しながら進めていくということで、何か要因があつたから上げるという話ではなくて、そもそもが赤字のものですので、そこはご理解いただきたいと思います。

逢坂委員 そういう課長の答弁であれば、逆に言うとそれだけずっと赤字なのだと、赤字が膨らんで一般会計から繰入れしているというふうになると、独立している会計が逼迫して大変だということであれば、7年後の一応計画だけれども、早めても町民の負担が多くなるわけだけれども、そういう考えも一つありかなと私は思うのだけれども、そういう考えにはならないということで赤字でいくという考えでいるのかどうか。

棟方課長 先ほどもちょっとご説明させていただいたのですが、町としては将来的には値上げをする必要はあるものと認識しているというところですので、あとはそれをいつにするかというのはなるべく遅らせるべく努力をするという町長が答弁させていただいたとおりですので、早めるとか、そういうのを今この場で申し上げることはできないのですが、これはあくまでも先ほども申しましたようにこういう感じで書きなさいというものの計画ですので、計画のためにというか、そういうことの表現ですので、あく

までも町の料金の改定に関する考えはこれまで申している町長が答弁したとおりの考えでございますので、ご理解ください。

逢坂委員

分かりました。それは、町長の答弁で大体分かるのですけれども、ただ直結して町民にご負担をいただく部分で、水道というのは本当にライフラインの一番、電気もそうだけれども、水道というのは大きなウェートを占めているわけだから、そういう意味で私は町自体の自助努力も必要かなというふうには実は思うのだけれども、それがもう目いっぱい経営赤字だというのであれば仕方ないなという部分は私自身思っているのだけれども、一応計画では7年後ということなのですから、その辺を含めてこれから5年ごとに検討されていくと思うのだけれども、値上げする場合、そのときにやっぱりきちっともし値上げする場合には町民に納得できるようなものは、先ほど言った要因がこういうことで値上げするのだというようなものがなければ、一般町民は中身分からないわけだから、そういうところをきちっと整理しながら課として、町としてやってほしいというお願いです。そういうことをきちっと町民に納得できるような説明をしながら、値上げを遂行するのならすればいいし、そういうことで答弁はいいですけれども、もしあれば。こういう値上げするときには、やっぱり丁寧な説明、納得、そういう部分が私は大事だと思うので、ぜひそういうふうにしていただきたいと。

棟方課長

もし値上げをしようということになりましたら、代表である議員の皆さんはもちろんですし、町民の皆さんに丁寧な説明が必要だということは認識しております。要因なのですが、皆さんご存じだと思いますけれども、今国においても人件費を上げろというところで最低賃金もかつてないほど毎年上がり続けているとか、そういう状況もございまして各工事に係る工事費もそうですし、いろんなものに係る人件費もすごく上がっている状況です。なおかつ、これもご存じのように電気代ですとか、そういう世の中の物価自体が今どんどん上がっていつている状況で、それを自助努力でどうにかできるような金額ではございませんので、そこはご理解いただきたいなと思っております。

逢坂委員

もう一点だけ、大変申し訳ないのだけれども、一番最初に戻るのですけ

れども、この計画書、これの分厚いものを例えば、今日今見て、さっき言ったけれども、これを見て質問しなさいとかって言われてもちょっとあれなので、できればもしできているのであれば早めに配付していただければありがたいと思うので、それだけ付け加えておきます。

棟方課長 その点につきましては、完成がずれ込んでしまいましたもので、あらかじめお配りして目通しいただくことができなかったことは大変申し訳なく思っております。どうも申し訳ありませんでした。

村田議長 1点聞きたいのですけれども、先ほどからM I C S事業の部分に関しての使用料とかという部分はここには入れられないという説明をしていたのですけれども、実際それは経営する中では必要なものだと思うのです。経費は、当然かかるものですし、あそこにはそういう施設もありますし、それはどういう形で公会計の中に入れているのか、入れていないのか、分かりやすく、すみません。

熊谷課長補佐 下水道事業の中でM I C S事業に係る部分を支出をさせていただいて、補助金でしたり、出資金という形で今各3町村からいただいている状態になります。ただ、総務省のほうが言ってくるのが使用料で賄えているのですか、経常収支でいったときも収入としてはそこに入っていないかなかったりするものですから、どうしても比率が悪いのです。今の段階では、それが100%いっていないから、国の補助金をカットしますよという状態ではないので、特に問題はないかと思うのです。もしそこに補助金を出す出さないの要件を設けられてしまうと、当町としては本当に難しい状態になるので、そのときには道なり国なりにその数値を使うのであれば出資金だとかというものも入れてくれないと100%は超えないのだということを言っていないと、厳しい状態にはなるのかなというふうに思っています。

村田議長 例えばここは3町村でやっていますが、ほかの自治体でも下水の処理だけでなく、要は地域外からくみ取りしたものを処理している、そこで一緒にという、当然あると思うのです。そういうところも同じように最終的に厳しくなると、国の補助金の対象から外れるとか、減額さ

れるとあって起こり得る可能性というのはあるということですか。

熊谷課長補佐 令和7年度の段階では、そこに基準を設けられてはいなかったものですから、特に大丈夫かなというふうに思っています。どうしても当町の場合、下水道事業の会計の中でM I C Sの支出もしているという状態にあるものですから、支出が多いというデータになってしまうのです。ほかの町では、そこがどう分かれているかというのはちょっと押さえていないのですが、うち今回この計画をつくらせてもらったときに業者さんのほうからもM I C S事業がここの支出に入っていくので、どうしても羽幌町さんの数値というのは悪く出てしまっていますよという話はされたのです。

村田議長 何となく今説明で理解はするのですがけれども、逆に言うと広域でやっているがために負の要は計算上起きてくるということがあるということになると、全国、北海道を含めて広域でやっているところもあると思うので、そこら辺はやっぱり今は大丈夫だといっても例えばここで値上げがいつ起こるか、令和13年なのか15年か分かりませんが、その時点のときにこういう町村もあるのだということである程度そこら辺は酌んでもらうような形で計算上していかないと、それが本当に負になってしまうと補助金の減額だとかってなったり、それが逆に言うと羽幌町だったり、町民の負になるわけで、そこら辺は何とかそうならないようにしていただきたいというのが今聞いていて1点思いました。

もう一点いいですか。先ほどからなるべく下水道料金は少しでも値上げを遅らせたいと、これは私もそうしていただければ一番いいことだと思っているのですが、先ほど課長もおっしゃったけれども、いろんな人件費から何か事業やる、何かするといったら今は事業費がかかるという部分は分かります。あと、では少しでも値上げを遅らせるために、要は公会計上の中で何を頑張れば経費を削減して一年でも二年でも値上げを遅らせることができるのか、そういうところにももし何か目標があれば、今現在考えていることあれば答弁していただければなど。

棟方課長 何かをやれば劇的によくなるというものでもございませんので、やっぱり日常の積み重ねで小さいものでも経費削減できるものはしていくとか、

あと施設の運転につきましても委託業者のほうもいろいろ考えながら、作業を効率化できるものはないかということを考えながら作業してなるべく電気代を抑えられるようにですとか、そういうことの手組もしながら日常施設の運転ですとかも行っておりますので、そういう細かいことの積み重ねでなるべくかかる経費を抑えられるものは抑えていくというようなことしかないのかなとは思っております。

村田議長 そのとおりだと思うのですが、あと利用量、水量というか、人口が減ることによって、施設の部分に関しては変わらないです。今言った電気代だとか、薬代だとか、そういうのも変わっていくと思うのですが、そういうところも例えば羽幌町でいったら五千何百人という中の範囲としては80%までいっていないのかな、下水でいくと。それがどのぐらいまで人口が減っていくと、もうこれは完全にアウトですというその数字的ライン、今現在よりも例えば使用量が7割にまで減ってしまったらとてもではないけれども、経費も出ません、採算合いませんという部分、どこら辺の境目がそういうところに来るのか、もし分かれば。分からなければ、あれなのですが、さっき言った使用量ですか、それがどこまで下がっていくと値上げしてカバーしていかないと無理なところに行くのか、もし分かれば。

棟方課長 今のご質問なのですが、申し訳ありませんが、そういうような資料は持ち合わせておりませんが、何せ施設は今の規模であるわけですから、当然人口が減って使う人が減ってくれば収入は落ち込みますので、だんだん厳しくなるというのは議長おっしゃるとおりなのですが、具体的に何人ぐらいまでいったらもう無理とか、そういうところのシミュレーションはしておりませんので、申し訳ありませんが、分かりません。

村田議長 さっき説明で計画の中で14年度で赤字になるといった部分で、使用量が減る割合は例えば何%ずつ見ているのか、この計画を立てる場合、それだけ分かればお知らせしてください。

熊谷課長補佐 こちらにつきましては、人口ビジョンで使っております人口推計に合わせて使用量も落ちていくというような算定の方法取っています。

村田議長 パーセント的なことは分からない。

熊谷課長補佐 すみません。申し訳ありません。

村田議長 今回の答弁で分かりました。いいです。

金木委員 私は、国の言っている、求めていることも分かるところもありますが、羽幌町の公共下水道、平成14年が供用開始ですから、二十三、四年ぐらいが経過したところかと思いますが、そのうちに施設も古くなるし、人件費が上がっているということもそうですが、敷設した配管そのものも老朽化して、いずれは更新という時期が来るとは思いますが、そういった経費も全部ひっくるめた上で使用料で賄えよというようなことなのですか、その辺確認させていただきたいのですけれども。

棟方課長 国のほうでは、基本的に独立採算ということを言っていますから、そうなのではしょうけれども、ただ料金仮に改定となった場合に20年、30年先までのスパンでやるのではなく、通常は今後数年間でどれぐらいかかるから今回は幾らぐらいの料金でないと経営できませんねとか、そういう考えでやっていくので、料金改定を考えるとときにいきなり二、三十年先までを含めて金額を考えるものではないと思っています。

金木委員 できるだけそういうことであってほしいですし、もし国のほうでそこまで言うのであれば、では国民は幾らまで負担できると思っているのかと言いたくなってしまうので、なるべくそうならないように場合によっては一般会計からの繰入れとかということも考えながら判断する部分が出てくるのかなとは私は思っていますので、今の段階でどうこうということではないのかもしれませんが、なるべく負担は少なく抑えてという方向で検討していくべきだなと思います。
以上です。

逢坂委員 大変あれなのだけれども、資料には特段載っていないと思うのだけれども、載っていれば6ページの一番下段かなと思うのだけれども、使用料、要するに一般家庭と工場とか作業所とかいろいろと区分あってそれぞれ

基本料金が変わっていると思うのです。それで、大分前になるのだけでも、全然使っていないけれども、ずっと工場というふうなくくりつけでなると基本料金が高いと、使用していないのだけれども。そういうようなことの見直しというのは、水量計見れば使っていないというのは分かるわけだから、そういう見直しというのは工場なんか特に、一般家庭は別にしても作業所とか事業所とか、そういうものの検討というか、検討事項というのはどこかで入らないのかという部分なのだけれども、それは例えば工場で登録したらずっと工場で水使おうが使うまいが基本料金は変わらないでずっといくのか、だんだん羽幌町も町全体が寂れてきている状況なので、また事業としては大変だと思うので、そういうところの見直しというか、途中で見直し、もう使っていないからあれだねというようなことにも、そういうような考え方にもならないのか、最初例えば工場で登録したらずっと工場の単価でいってしまうのか、それも含めて今後検討材料にさせていただければなと思うのですけれども、その辺の考えを教えてほしいのです。

棟方課長 今のところ料金体系を変えるというところの検討は、まずしておりません。最初工場で登録したら最後までそのままなのかというところのお話なのですが、もちろん使い始めるときに使う形態によってまず基本料金どの区分になるかということは設定させていただきまして、その後例えば工場やっていた方が工場廃業しましたよ、その建物を別に工場として使うのではなくて自分であと倉庫的に使うよとか、そういう用途の変更があった場合はまたそのときの状況に応じて、それは水道料金も下水道料金も同様ですけれども、変更ということはあります。その建物だから、その建物ある限り同じ用途という話ではなくて、あくまでも使用の実態として何の用途で使っているかということで決めさせていただきますので、それはそういう廃業とかあった場合は当然変更ということもあり得ます。

逢坂委員 私は、使っている本人から、要するに事業主なら事業主からそういう変更、届けが出ない限りは町としてはなかなか簡単に使用量少ないからというあれでも実態は工場だろうというふうになってしまうわけだから、なかなか変えるというのは難しいのかなと思うので、その持っている人、

やっている方がもうあれだから変えるというふうな形のスパンの形で変わっていくということで、そういう理解でいいですね。

棟方課長 事業を廃止したとかしていないとか、なかなかうちのほうで全部分かるものではございませんので、そういうふうに廃業したとか、そういうことであれば届出をいただかなければ変更ということにはなりません。ただ、あと誤解されては困るのですが、工場やっていて使う水量少ないから、本当はやっているけれども、これは工場として使っていませんよとか、そういうことを言われますとまたそもそも前提が違ってきますので、それはお互いにきちんとその実態でやっていただかなければいけないということになります。

村田議長 ちょっとこの計画と離れてしまうのかもしれないですけども、下水管が耐用年数は50年とされているって書いてあって、平成15年ぐらいまでがピークでやっているのですけれども、その当時入れた下水管というのは多分その当時の耐震の関係とかという部分はクリアしているとは思いますが、今現在でもそこは大丈夫なのかどうなのか、水道なんかだと耐震のあれとか変わったりしているので、そこら辺は下水としてはどうなのか、もし分かれば。

棟方課長 下水の管の工事をし始めた当時、国の基準で、ちょっと私も詳しい数値はあれなのですけれども、一定の太さ以下の管であれば耐震性はあるものとみなすような、何かそういう基準があったそうなのです。それについては、今も変わっていないようですので、基本的にまだ新しいものですから、耐震基準的には満たすものとうちとしては考えております。

小寺委員長 ほかにございませんか。(なし。の声) それでは、ないようですので、以上で本日の委員会を終了したいと思います。ありがとうございました。